お問い合わせ先一覧

申請者がお住まいの都道府県	本部名	担当課（室）	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部	警務課	011-251-0110
青森県	青森県警察本部	警務課	017-723-4211
岩手県	岩手県警察本部	県民課	019-653-0110
宮城県	宮城県警察本部	警務課	022-221-7171
秋田県	秋田県警察本部	警務課	018-863-1111
山形県	山形県警察本部	広報相談課	023-626-0110
福島県	福島県警察本部	県民サービス課	024-522-2151
東京都	警視庁	企画課	03-3581-4321
茨城県	茨城県警察本部	警務課	029-301-0110
栃木県	栃木県警察本部	県民広報相談課	028-621-0110
群馬県	群馬県警察本部	広報広聴課	027-243-0110
埼玉県	埼玉県警察本部	警務課	048-832-0110
千葉県	千葉県警察本部	警務課	043-201-0110
神奈川県	神奈川県警察本部	警務課	045-211-1212
新潟県	新潟県警察本部	警務課	025-285-0110
山梨県	山梨県警察本部	警務課	055-221-0110
長野県	長野県警察本部	警務課	026-233-0110
静岡県	静岡県警察本部	警察相談課	054-271-0110
富山県	富山県警察本部	警察相談課	076-441-2211
石川県	石川県警察本部	県民支援相談課	076-225-0110
福井県	福井県警察本部	県民サポート課	0776-22-2880
岐阜県	岐阜県警察本部	広報県民課	058-271-2424
愛知県	愛知県警察本部	住民サービス課	052-951-1611
三重県	三重県警察本部	警務課	059-222-0110
滋賀県	滋賀県警察本部	警察県民センター	077-522-1231
京都府	京都府警察本部	警務課	075-451-9111
大阪府	大阪府警察本部	府民応接センター	06-6943-1234
兵庫県	兵庫県警察本部	警務課	078-341-7441
奈良県	奈良県警察本部	広報相談課	0742-23-0110
和歌山県	和歌山県警察本部	広報県民課	073-423-0110
鳥取県	鳥取県警察本部	広報県民課	0857-23-0110
島根県	島根県警察本部	広報県民課	0852-26-0110
岡山県	岡山県警察本部	県民広報課	086-234-0110
広島県	広島県警察本部	警察安全相談課	082-228-0110
山口県	山口県警察本部	警察県民課	083-933-0110
徳島県	徳島県警察本部	情報発信課	088-622-3101
香川県	香川県警察本部	広聴・被害者支援課	087-833-0110
愛媛県	愛媛県警察本部	広報県民課	089-934-0110
高知県	高知県警察本部	県民支援相談課	088-826-0110
福岡県	福岡県警察本部	被害者支援・相談課	092-641-4141
佐賀県	佐賀県警察本部	広報県民課	0952-24-1111
長崎県	長崎県警察本部	広報相談課	095-820-0110
熊本県	熊本県警察本部	広報県民課	096-381-0110
大分県	大分県警察本部	広報課	097-536-2131
宮崎県	宮崎県警察本部	県民広報課	0985-31-0110
鹿児島県	鹿児島県警察本部	総務課	099-206-0110
沖縄県	沖縄県警察本部	広報相談課	098-862-0110

◎加害者に対して損害賠償の請求をしたい場合、法テラスの支援制度や損害賠償命令制度などがあります。

※法テラスの支援制度
https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/

※損害賠償命令制度
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-4.html

令和７年６月作成

警察庁

令和６年６月15日以降発生した犯罪行為の被害者等の方へ

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度とは

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金の種類

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の３種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。
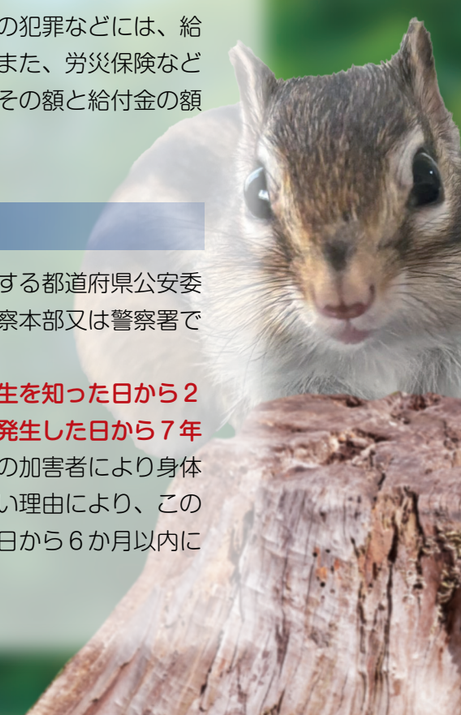
申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に申請をすることができます。